



小中一貫校 小規模特認校 都城市立笛水小中学校

笛水小中学校で一緒に学びませんか!

「小規模特認校」児童・生徒募集のお知らせです!!

☆ 小規模特認校制度とは… ☆

都城市では、平成19年度より「都城市小規模特認校入学・転入学許可制度」を制定しています。この制度は、恵まれた自然環境の中で小規模校の特性を生かし、心身の健やかな成長を図り、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を受けさせたいという保護者の希望に応えるために、一定の条件の下、特別に都城市内の通学区外から入学及び転入学を認めるものであり、併せて小規模校の教育活動の一層の活性化を図ることを目的としています。

☆ 笛水小中学校の特色 ☆

- 少人数の利点を生かした「学習指導」
 - ・ 9年間を見通した小中一貫教育
 - ・ 一人ひとりに合わせた個別指導
- 小中合同で取り組む学校行事や体験活動
 - ・ 文化祭
 - ・ 校外活動（遠足、社会科見学、水辺の調査等）
- 地域と一体となった「ふるさと教育」
 - ・ 農業体験学習（田植え・稲刈り・脱穀・もちつき）
 - ・ 笛水夏祭り
 - ・ 笛水大運動会（地域と合同の運動会）
 - ・ そば打ち体験
 - ・ 地域の方々との交流学習（グラウンドゴルフ）



個別指導



オンライン交流学習



歓迎遠足



社会科見学



田植え



もちつき



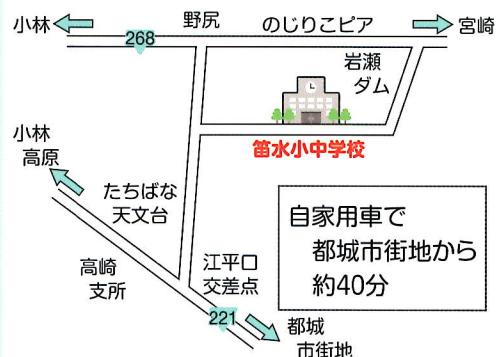
運動会



そば打ち

☆ 特認校制度を利用されている保護者の感想 ☆

- 転入の際は、何の不安もなく温かく迎えていただきました。
- 学校行事や授業など、どれも楽しい理想の学校だと話をする娘の笑顔を見て、安心しております。
- これからもずっと、中学校卒業まで学べることを願っています。
- 様々な行事等を通じて地域の方々とのかわりができるので、地域の絆を感じることができました。
- 親子のふれあいが集まった学校で生活できるので、とてもありがたいです。



○ お問い合わせは 都城市立笛水小中学校

住所 都城市高崎町笛水948番地1

TEL 62-4634 FAX62-4652

○ 笛水小中学校の様子はホームページをご覧ください。

都城市立笛水小中学校

検索



詳しくは裏面をご覧ください。



小規模特認校入学・転入学許可制度について

1 趣旨及び目的

恵まれた自然環境の中で小規模校の特性を生かし、心身の健やかな成長を図り、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を受けさせたいという保護者の希望に応えるために、一定の条件の下、特別に都城市内の通学区域外から入学及び転入学を認めるものであり、併せて小規模校の教育活動の一層の活性化を図ることを目的とする。

2 小規模特認校入学・転入学許可制度の導入の考え方

小規模特認校入学・転入学許可制度は、保護者が上記の趣旨及び目的に従い、小規模校の特色のある環境の中で教育を受けさせたいという場合に限定されるものであり、下記4の(1)～(4)のすべての条件を満たしている場合にのみ許可するものである。

3 指定する学校

笛水小中学校、夏尾小学校、夏尾中学校

4 特認校入学・転入学の条件

- (1) 都城市内に在住し、入学または転入学を希望する児童生徒が本来通学すべき学校が小規模校でないこと。
- (2) 本来通学すべき学校の学級編制において、学級が減少する等の支障がないこと。
- (3) 原則として1年間以上の通年通学が可能であること。
- (4) 保護者の責任・協力
 - ① 児童生徒の通学にあたっては原則として保護者が送迎する等保護者の負担とすること。
 - ② 登下校の安全については、保護者の責任とすること。
 - ③ 通学する小規模校特認校の教育活動をはじめ、PTA活動へ賛同し、その他の学校の教育指導等に関しても協力できること。

※ 小規模特認校入学・転入学許可制度に伴う申請書は学校にありますので、お気軽にご相談ください。(笛水小中学校 TEL 62-4634)